

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 5月 10日	
千葉県知事	
熊谷 俊人 殿	
提出者 〒351-0034	
住 所 埼玉県朝霞市西原1-1-1	
氏 名 株式会社武蔵野 代表取締役 安田信行	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 047-405-1311	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社武蔵野 千葉工場
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野1355-32
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E09－食料品製造業
② 事業の規模	生産高 9,482百万円
③ 従業員数	600名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①確認

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙②確認

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	廃プラスチック類
	排出量	892.3 t	441.4 t
	(これまでに実施した取組) 製造工程において原材料ロスの低減、不良品の低減に取り組み、廃棄物の抑制を行っている。(食品残渣、廃プラスチック類) 節水に取り組み、排水処理への負荷低減を図り、余剰汚泥の排出を抑制している。(汚泥) できるだけ有価取引できるように、水や不純物を混ぜないように管理する。(廃油)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	廃プラスチック類
	排出量	847.7 t	419.3 t
	(今後実施する予定の取組) 製品不良が出ないように、日々管理を徹底する。(食品残渣、廃プラスチック類) 廃棄物分別について従業員教育の徹底を図っていく。(食品残渣、廃プラスチック類、廃油)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ゴミ袋を色分けし食品残渣に廃プラ等の異物が混入しないように分別している。(食品残渣、廃プラスチック類) 段ボール、紙類、紙筒、ゴム製品、プラスチック類、混合廃棄物等に分別し、有価取引できるように管理を行っている。(廃プラ・金属くず) 不純物の混じらない廃油は有価となるため、混合しないよう徹底を図っている。(廃油)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き分別の徹底と、教育の実施。(全)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実績なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	（今後実施する予定の取組） 現状の取り組みの継続と徹底。（汚泥）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	廃プラスチック類
	全処理委託量	892.3 t	441.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	892.3 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	892.3 t	441.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 再生利用ができるように、分別管理を行っている。(食品残渣、汚泥) 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終分量の低減を図る。 (廃プラスチック類、金属くず) 可能な限り有価引き取りをしてもらえるよう不純物を混ぜないように管理をしていく。(廃油)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	廃プラスチック類
	全処理委託量	847.7 t	419.3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	847.7 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	847.7 t	419.3 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 動植物性残渣および汚泥の再生利用ができる処理業者への委託を継続実施する。(食品残渣、汚泥) 現状の取り組みを継続実施する。(廃プラスチック類、金属くず) 引き続き可能な限り有価引き取りとなるよう不純物を混入させないよう従業員の教育の徹底を図っていく。(廃油)		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ・金属くず	廃蛍光灯	廃乾電池	油でい（含水油）	動植物性油	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	
	排 出 量	21528.3 t	11.3 t	0.1 t	0.6 t	0.4 t	0.4 t	1.7 t	22.4 t	t
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ・金属くず	廃蛍光灯	廃乾電池	油でい（含水油）	動植物性油	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	
	排 出 量	20451.1 t	10.7 t	0.1 t	0.6 t	0.4 t	0.4 t	1.6 t	21.3 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
----------------------	--	--	--	--

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ・金属くず	廃蛍光灯	廃乾電池	油でい（含水油）	動植物性油	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	20265.3 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ・金属くず	廃蛍光灯	廃乾電池	油でい（含水油）	動植物性油	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の種類	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	19252.0 t	0 t	19252.0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t

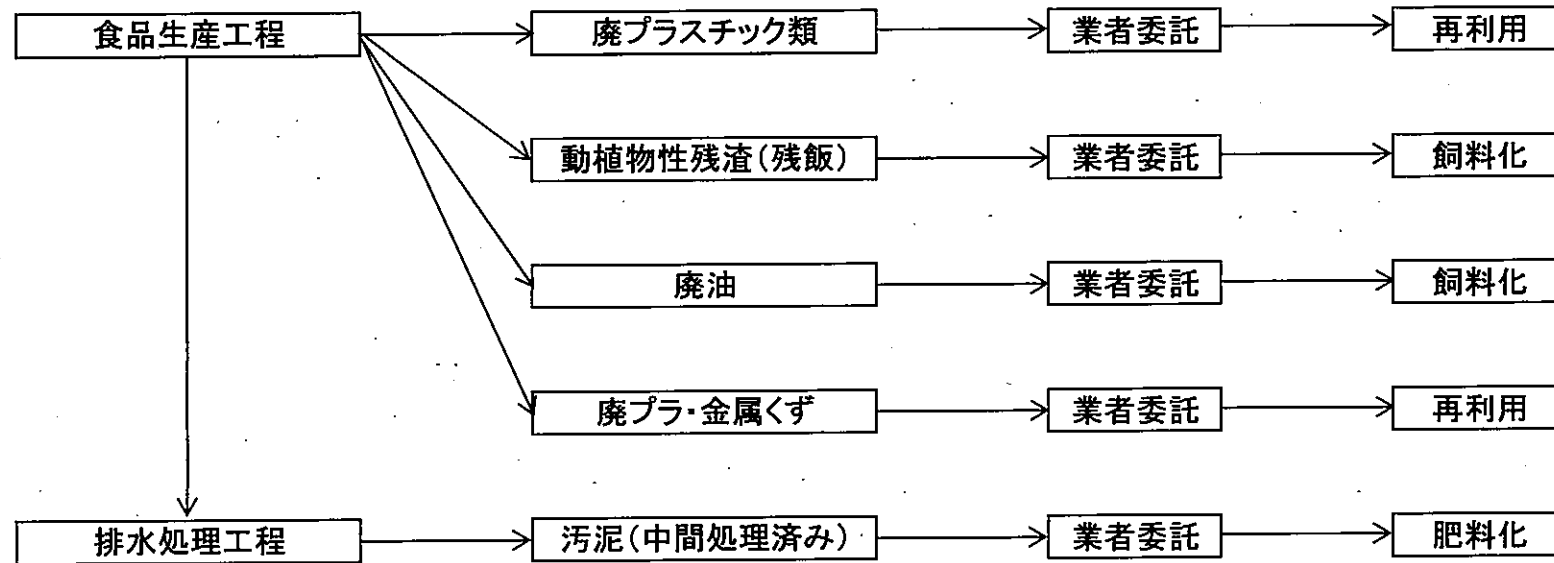
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ・金属くず	廃蛍光灯	廃乾電池	油でい（含水油）	動植物性油	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ・金属くず	廃蛍光灯	廃乾電池	油でい（含水油）	動植物性油	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

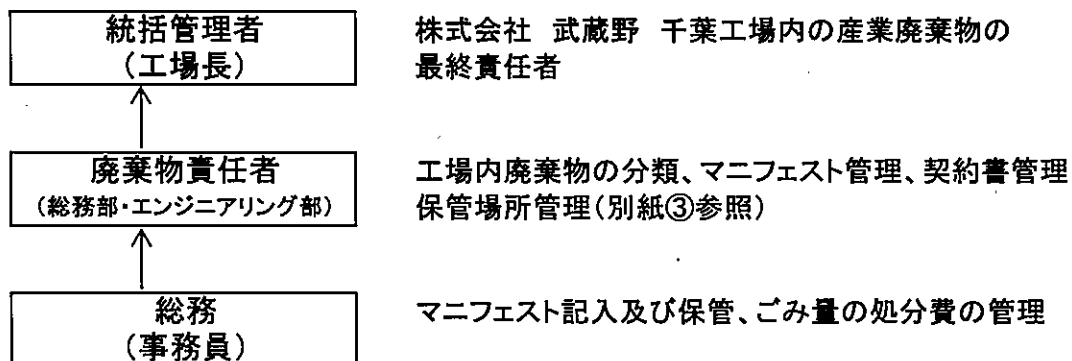
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

産業廃棄物の一連の処理工程(別紙①)



廃棄物管理組織図(別紙②)



(部署別役割)

(業務)

品管	→ 検査用弁当の残渣及び弁当容器類といった廃プラの廃棄物管理
資材	→ 原材料(包材含む)、主に廃プラの廃棄物管理
炊飯	→ 米類残渣、調味料の廃プラの廃棄物管理
加工	→ 商品のロス残渣、フィルム、容器類といった廃プラの廃棄物管理
調理	→ 食材のロス残渣、パック物の廃プラの廃棄物管理
物流	→ 商品のロス残渣、フィルム、容器といった廃プラの廃棄物管理

【廃棄物発生時の対応】

※廃棄物発生時には、速やかに所定の保管場所に運搬・整理し廃棄する。
廃棄物の内容及び保管状態は、常に統括責任者及び産業廃棄物責任者は把握・確認する。

※ダンボール入りポリテナーなど、紙とプラスチックなどの混合廃棄物に関しては可能な限り分別を実施し、所定の場所に廃棄する。

※分別保管時、分類の区分けが分からない物は、各部署責任者に問い合わせ適切な処分をする。
廃棄物担当者が分からない場合は、収集運搬業者に問い合わせ、適切な処分を実施する。